

令和4年11月10日
指 導 部

第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第2項の規定に基づき、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、別紙の理由により、下記の事項について諮問する。

記

諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

諮 問 理 由

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進するとともに、その成果と課題を検証、評価し、改善を図ってきた。

こうした中、東京都教育委員会は、令和 2 年 11 月に、第 4 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和 4 年 7 月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応、教職員による教育相談体制の充実に向けた取組等を通して、早期にいじめを解消に導いてきた実績が明記されている。

一方で、「いじめの認知の仕方や解消の捉え方について、教職員等で話し合いを重ね、認識を共有すること」、「全ての教職員が、学校いじめ対策委員会や学校サポートチームの役割、機能について理解を深めること」、「いじめに関する授業を、年間を通じて日常の授業で体系的に行うこと」などについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

こうした検証・評価を基に、いじめ防止対策の一層の推進に向けて、東京都教育委員会が取り組むべき事項として、「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討」、「教員が元気になるような研修等、学びの場の創出」、「専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進」などの 7 点が挙げられている。

これらの指摘を踏まえ、東京都教育委員会は、第 5 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

第五十六号議案

第五期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

東京都いじめ防止対策推進条例（平成二十六年東京都条例第百三号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり第五期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に諮問する。

令和四年十一月十日

東京都教育委員会

諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

(提案理由)

第五期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に諮問する事項を決定する必要がある。